# 仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第4期計画期間 第7回会議) 議事録

日時:平成22年12月21日(火)14:30~15:30

場所:市役所本庁舎2階 第3委員会室

# <出席者>

#### 【委員】

阿部一彦委員,安藤恵美子委員,菊田豊委員,小林孝夫委員 小松洋吉委員,佐々木玲子委員,瀬戸敏之委員,土井勝幸委員 以上8名,五十音順

(石原祥行委員 欠席)

#### 【仙台市職員】

南方健康福祉局次長兼保険高齢部長,高橋保険高齢部参事兼高齢企画課長, 今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長,伊藤介護保険課長, 伊藤宮城野区障害高齢課長,後藤若林区障害高齢課長,紺野太白区障害高齢課長, 伊藤高齢企画課施設係長,庄司介護保険課管理係長,土屋介護保険課介護保険係長, 髙橋介護保険課指導係長

(山崎泉区障害高齢課長 欠席)

## <議事要旨>

1. 開会

会議の公開,非公開の確認 議事(1)~(3)については非公開 異議なし 議事録署名委員については 瀬戸委員を指名 瀬戸委員了承

## 2.報告

- (1) 地域密着型サービス事前協議事業者の決定の辞退について
- (2) 地域密着型サービス事業所の廃止について
- (3) 政令市における小規模多機能型居宅介護の整備状況について
- (4) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (5) 夜間対応型訪問介護事業者の募集について
  - ・高橋高齢企画課長より説明(資料1~5)

委員長: 事務局からの報告事項5件について,意見,質問等あるか。

事 務 局: 資料3(政令市における小規模多機能型居宅介護の整備状況について)の4 の課題において、「高齢者住宅と併設(いわゆる囲い込み)する事業者が多 い」と表現されているが、「囲い込み」を望ましくないことと捉えているのか。 事 務 局: 利用者にサービス選択の自由が保障されていれば良いが,それが制限される場合は問題があると考えている。

## 3.議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
  - ・高橋高齢企画課長より説明(資料6,参考資料1~3)

委員長: 事務局からの説明について,意見,質問等あるか。

委員: ハートピアエストが株式会社エスト・コーポレーションから子会社である株式会社エストに事業譲渡されることになっているが,株式会社エスト・コーポレーションはいつからハートピアエストを運営しており,今後,株式会社エストに事業譲渡されることで,本当に安定的な運営がなされるものなのか伺いたい。

事 務 局: 株式会社エスト・コーポレーションは平成15年12月からハートピアエストを 運営しているが,本業は売買を中心とした不動産取引であり,その事業の影響 をグループホームが受けることがあった。それに対して,株式会社エストは不 動産管理と介護事業のみを行なう会社なので,経営は安定すると思われる。

委員 長: 他に質問がなければ,指定について,承認としてよろしいか。 (異議等なし)

- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について
  - ・高橋高齢企画課長より説明(資料7,参考資料4)

委員長: 参考資料4の指導結果における加算の算定誤りとは何か。

事 務 局: 初期加算の算定誤りは,入居日から30日以内の期間について算定可能なものを32日分算定していたもの。また看取り介護加算の算定誤りは加算の要件である医師の診断と入所者やその家族へ同意を得た旨の記録を行っていなかったもの。いずれも悪意で行なっているものではなかった。

委員長: 他に質問がなければ,指定更新について,承認としてよろしいか。 (異議等なし)

- (3) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について
  - ・高橋高齢企画課長より説明(資料8,参考資料5)

委員長: 参考資料5の主な着眼点を参考として,意見,質問等あるか。

委員: グループホームは全体的に重度化した入居者が増える傾向にあるが,グループホーム協会の全国アンケート調査によれば,それを介護し切れていない施設が40%を超えているとのこと。仙台市として,医療やリハビリの支援体制をグ

ループホームにどのように付加してゆくのか、方針があれば伺いたい。

事 務 局: グループホームや有料老人ホームでは軽度の入居者を扱い,重度者は特別養護老人ホームということでは,特別養護老人ホームの整備が追い付かないので,グループホームでもある程度,重度者の受け入れをお願いしたい。ただし新規のグループホームに対して,最初から重度者の受け入れを求めることは困難と思われるので,職員が経験を積んだ上で,重度者を受け入れてもらいたいと考えている。

委員: グループホームや有料老人ホームが特別養護老人ホームの機能を補完している実態がある。しかし人員基準が少ない中で,それが可能なのかと憂慮している。仙台市としても制度改正について,国への要望が必要である。

事 務 局: 特別養護老人ホームには特別養護老人ホームの機能があり,グループホームにはグループホームの機能があり,老人保健施設には老人保健施設の機能があって,それぞれの機能の中で果たすべき役割を果たしてもらいたいと考えている。しかし高齢者が重度化してゆく傾向の中,給付と負担のバランスにおいて,現実との折り合いを付けていく必要がある。これは来年作成する次期の仙台市高齢者保健福祉計画の策定においても十分検討してゆきたい。

委 員: リハビリについては,グループホームにいても,老人保健施設にいても同じ サービスを受けられることが必要である。

事 務 局: 回復期におけるリハビリについては,専門家の間でも議論があるようである。 国でも議論しているので,その動向を見ながら考えてゆきたいと思う。

委員長: 他に意見がなければ,認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について,承認としてよろしいか。

(異議等なし)

#### 4. その他

委員長: その他, 意見等あるか。

委 員: 次期の介護保険の改正でデイサービスにお泊り機能を加えるとされている一方,小規模多機能型居宅介護の利用が少ない実態がある。生活圏域において何が必要とされているのかを把握する必要がある。仙台市が行なっているアンケート調査に加え,地域包括支援センターの意見も取り入れて,地域のニーズを捉えるべきである。介護保険の改正に関しても現実の検証が不足しているのではないかと思う。

事 務 局: 24時間訪問介護やお泊りデイサービスの需要に関して国に確認しても確たる 証拠を示してもらえていない。仙台市としては国の動向も見ながら,計画を考 えてゆきたい。

委員長: 国の方針は,いつ頃決定されるのか。

事務局: これまでであれば9月には国の案が固まっていなければならない。ところが

先日,出た案は,両論併記であった。中間報告やパブリックコメント等,今後の日程を考えると準備に不安がある。

委員長: この委員会や介護保険審議会で,議論を行なってゆくことになると思う。と ころでアンケート調査は集計中か。集計について希望をオーダーすることは可 能か。

事 務 局: 現在,業者で単純集計中である。項目があるものについてならば,希望の集計を行なうことが可能である。

委員: ニュースで知ったことだが,年金から源泉徴収されるのに介護保険料の滞納がある理由を知りたい。

事務局: 介護保険料の徴収方法は,年金から源泉徴収する特別徴収と納付書を送付して納めてもらう普通徴収とがある。滞納があるのは普通徴収で,ニュースでも報じられたように1億円の不納欠損処分を行なった。特別徴収の収納率は100%だが,普通徴収は84%である。

委員: 未納だと介護給付において,ペナルティがある。

委員長: 最後に事務局から何かあるか。

次回開催について,事務局より説明 日程は委員長と相談の上,後日文書で連絡する。

# 5. 閉会